

令和8年度おうしゅう地域資源活用事業補助金交付要領

1 補助金の名称

令和8年度おうしゅう地域資源活用事業補助金

2 目的

奥州市産農林畜産物等の地域資源を活用した事業に対し支援することにより、地域資源の付加価値向上を図るとともに、市内農林畜産業の所得増大及び地域活性化につなげることを目的とする。

3 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 地域資源

奥州市内の農業者等が、奥州市の区域内のほ場等で生産する農畜産物または林産物をはじめ、棚田、森林等の農林地及びその景観、ジビエ、バイオマス並びに間伐材のほか、地域に賦存する農林産業に関わる多様な資源をいう。

(2) 農林業者

奥州市内に住所または本拠地を有し、自ら米、野菜、果樹生産や畜産、林業を営む個人、これらの者が一員となって組織する団体若しくは法人又は営農組織をいう。

4 補助金交付対象者

補助金の交付対象者は次のいずれにも該当する者とする。

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 農林業者

イ 補助対象事業完了日までに市内で個人事業の開業届出、又は法人の設立を行い、その代表となる見込みの者

(2) 奥州市の税を滞納していない者

(3) 本人又は代表者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員等でない者

(4) 令和9年度から3年間継続して事業を実施する見込みがある者

(5) 令和5年度以降に同一の補助金の交付を受けていない者

5 補助対象事業

補助対象事業は以下のとおりとする。

(1) 奥州市産農林畜産物等の地域資源を活用した新商品または新役務を開発するもので、令和9年2月28日までに完了する見込みである事業とする。

(2) 同一の助成対象経費について、国、県や市等の補助金等を受けている事業でないこと。

6 補助対象経費、補助率及び補助金額の上限

補助対象経費、補助率及び補助限度額は以下のとおりとする。ただし、ソフト事業とハード事業を併用する場合は、補助限度額を 50 万円とする。

補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助限度額
奥州市産農林畜産物等の地域資源を活用した新商品または新役務を開発	【ソフト事業】 ロゴ及びパッケージデザイン経費、チラシ等作成費、試作品の製造に関する機器レンタル・リース料又は加工委託費、イベント等出展料、市場調査費、成分分析等検査費、その他新商品又は新役務の開発に必要と認められる経費	2 / 3 (千円未満切り捨て)	20 万円
	【ハード事業】 機械、設備の購入及び設置工事費に係る経費	1 / 2 (千円未満切り捨て)	50 万円
※補助対象外経費 ・消費税及び地方消費税 ・補助金交付契約前に購入または契約したもの ・既に導入している機械及び設備の取壊し及び撤去に係る経費 ・消耗品、汎用性が高く、補助対象事業以外にも利用できる物品（例：パソコン、パソコン周辺機器、カメラ、携帯電話、車両）やソフトウェアの購入費 ・人件費、食料費、宿泊費、施設賃借料並びに土地代 ・補助対象事業に密接に関わらないもの			

7 採択の審査

(1) 審査会

協議会が設置する審査会において、補助金の交付を受けようとする者による事業計画のプレゼンテーションにより、審査員が下記の見地から選定する。

なお、申請多数の場合には、書類審査において第 8 (1) に定める事業計画書及び収支予算書に基づき書類審査によりプレゼンテーションを行う者を選抜する場合がある。

(2) 選定基準は次のとおりとする。なお、予算の範囲内での配分となるため、申請額と交付額は一致しない場合がある。

ア 補助対象事業の目的が明確であること。

イ 補助対象事業の内容が計画的であり、かつ、熟度が高く早期に着手可能であること。

ウ 継続的に続けられる取り組みであること。

8 交付の事務

(1) 交付の申請

補助金の交付を受けようとする者は、おうしゅう地域資源活用事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の関係書類を添えて会長に補助金交付申請を行うものとする。

①事業計画書 ②収支予算書 ③市税の納付状況調査同意書 ④補助対象経費に係る見積書（2社からの見積り）※ハード事業のみ ⑤その他会長が必要と認めるもの

(2) 交付の決定

会長は、審査会において(1)の申請が適当と認めた場合には、補助対象事業者と補助金交付契約を締結するものとする。

(3) 補助金の交付

補助対象事業者は、補助事業が完了したときは、おうしゅう地域資源活用事業補助金交付請求書（様式第2号）に次の関係書類を添えて会長に補助金の交付請求を行うものとする。会長は補助金交付請求書及び添付書類を審査し、補助事業が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは速やかに補助金を交付するものとする。

①事業実績書 ②収支決算書 ③支払を証明する書類 ④成果品又は導入した機械・設備及び開発した商品の写真等

9 申請受付期間

別に定めることとする。

10 補助対象事業の変更・中止等

やむを得ず、申請した事業内容（事業計画、事業収支等）を変更若しくは中止することが見込まれる場合、補助対象事業者は直ちにその内容を報告するとともに、おうしゅう地域資源活用事業補助金変更申請書（様式第3号）若しくは、おうしゅう地域資源活用事業補助金中止（廃止）申請書（様式第4号）を提出するものとする。

11 実施状況の報告

補助対象事業者は、事業が完了した翌年度から3年間、当該年度の翌年度4月末までにおうしゅう地域資源活用事業補助金実施状況報告書（様式第5号）を会長に提出するものとする。

また、事業を終了した翌年度に開催する成果報告会にて、事業成果を発表するものとする。ただし、会長の判断により、開催を省略することができる。